

## 香美町農業委員会総会(第7回)議事録

- 1 開催日時 令和3年10月25日(月) 9:30～11:15
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一
- 4 欠席農業委員(1人)

	11番	山本	太一
--	-----	----	----
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)

	5番	小林	隆夫
	6番	田中	晃
- 7 議事日程

第1	会期の決定	10月25日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	報 告	(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について	
		(2)合意解約通知について	
		(3)農地の転用(農業用施設)届出について	
		(4)専決処分したものの報告について	
第4	議案第22号	非農地証明願承認について	
第5	議案第23号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第6	議案第24号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について	
第7	議案第25号	農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について	
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書 記	寺川 公人
- 9 会議の概要

議 長	日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。
	(異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長	続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議なしの声がありますので、2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」よろしくお願いします。
議長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を3件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。
議長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を1件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。
議長	次に報告事項3番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議長	それでは、この届出につきまして、10月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、国道9号から西側の宿地内の下にあります。圃場整備をした田んぼの一角です。この田んぼの一角に農業用倉庫を建てるもので乾燥機などを入れる予定です。なお、田への進入路は残されません。
議長	「西村 功委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。

議 長	次に報告事項4番として、専決処分したものの報告について事務局に内容を報告をさせます。
事務局	香美町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正する規則について説明する。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、報告を終わります。
議 長	日程第4 議案第22号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから34ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第22号 番号1番の非農地証明願について、10月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、町道石寺新屋線の茅野バス停を左折し200mほどのぼったところにあります。現地ですが1筆目は現況写真のように家と家との間に段差のある幅1mほどの間地で農機具が入ることのできない雑種地でした。2筆目ですが、こちらも現況写真のとおり住宅への車の進入路と小さな花壇ができるくらい小さな雑種地でした。地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第22号 番号2番の非農地証明願について、10月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	申請地は、県道4号線の川会駐在所から和佐父方面にあがって和佐父公会堂から小城方面に2kmほどと、西側に800mほどの箇所にて点在してあります。申請箇所のうち7筆は、平成2年の台風19号により被災し水利等がなくなって耕作ができない状態となっています。残り5筆は、平成3年頃から耕作放棄しています。いずれも現況写真のように原野となっています。地目変更登記のための願出です。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番委員は、ご退席をお願いします。
	(9番委員 退席)
議 長	次に議案第22号 番号3番の非農地証明願について、10月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号、水間口を左折して村岡区萩山に抜ける一二峠の神場地区の手前の山肌眼下にあります。 神場地区手前の峠道から目視をしました。現地は、現況写真のとおり昭和45年頃に植林された杉の山林でした。地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	9番委員は、ご着席をお願いします。
	(9番委員 着席)
議 長	次に議案第22号 番号4番の非農地証明願について、10月21日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から県道4号線を4km北東にいきたところにあります。申請地のうち字タルベは、現況写真のように公園化されていました。次に字長尾は、こちらも現況写真のように灌木が生い茂る山林でした。さして次の字乳が谷も現況写真のように山林となっていました。 申請内容ですが、申請地の3箇所は、農地でなくなって20年以上が経過しておりまして地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第22号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>日程第5 議案第23号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。</p>
事務局	<p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①35ページから50ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。</p>
議 長	<p>事務局の朗読が終わりました。議案第23号 番号1番の申請について、9月21日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と私が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
10番	<p>申請地は、国道9号、笠波峠を八鹿方面に下り黒田地区の交差点を右折し100mほどいった左手のところにあります。 申請内容は、空き家バンク付帯農地で所有権移転登記のための申請です。</p>
議 長	<p>「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第23号 番号2番の申請について、10月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
3番	<p>申請地は、国道9号、春來トンネルの手前を左折して粗岡方面にむかって2.5kmほど走った区内に入っすぐの左下にあります。 申請内容ですが、譲渡人が管理できなくなったことから、宅地とあわせて処分したいという要望に譲受人が応じられたもので所有権移転登記のための申請です。</p>
議 長	<p>「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番委員は、ご退席をお願いします。  (9番委員 退席)
議 長	次に議案第23号 番号3番の申請について、10月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号、城山大谷バイパスを入ってすぐの右下にあります。現地は、きれいに秋おこしのされた田んぼでした。 申請内容は、高齢で経営規模の縮小を考えている譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	9番委員は、ご着席をお願いします。  (9番委員 着席)
議 長	次に議案第23号 番号4番の申請について、10月21日に現地調査委員であります「中村成一委員」と「米田和弘委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、県道4号線、大乘寺橋の北詰から100mほど北にいきて、右側に曲がって10mほど入ったところにあります。現地は、みかんの木などが植わっていました。 申請内容は、譲渡人は3～4年前から体調を崩され耕作ができず、この度、申請地の隣地の所有者である譲受人との間で売買契約が成立したものです。譲受人は、酒造会社の社長として酒米など原点から従業員と一緒に励んでおられます。所有権移転登記のための申請です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第23号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に日程第6 議案第24号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の51ページから56ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第24号の申請について、10月21日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、村岡地域局から国道9号を八鹿方面へ2.5kmほどいったところに全但バスの寺河内バス停がありますが、そのバス停を西側に150mほど下っていきますと会社があります。そこを南側へ100mほどいきた左手側にあります。 申請内容は、申請人が役員を務める会社の従業員の駐車場として利用させるための転用申請です。駐車場は普通車15台分のスペースとなります。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第24号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第24号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	日程第7 議案第25号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	議案の朗読と説明をする。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第25号の申請は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

印

印